

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年12月28日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日経平均ブル2倍上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成27年 7月 3日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（平成27年10月末現在）

##### 1) 資本金

370百万円

##### 2) 沿革

平成11年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

##### 3) 大株主の状況

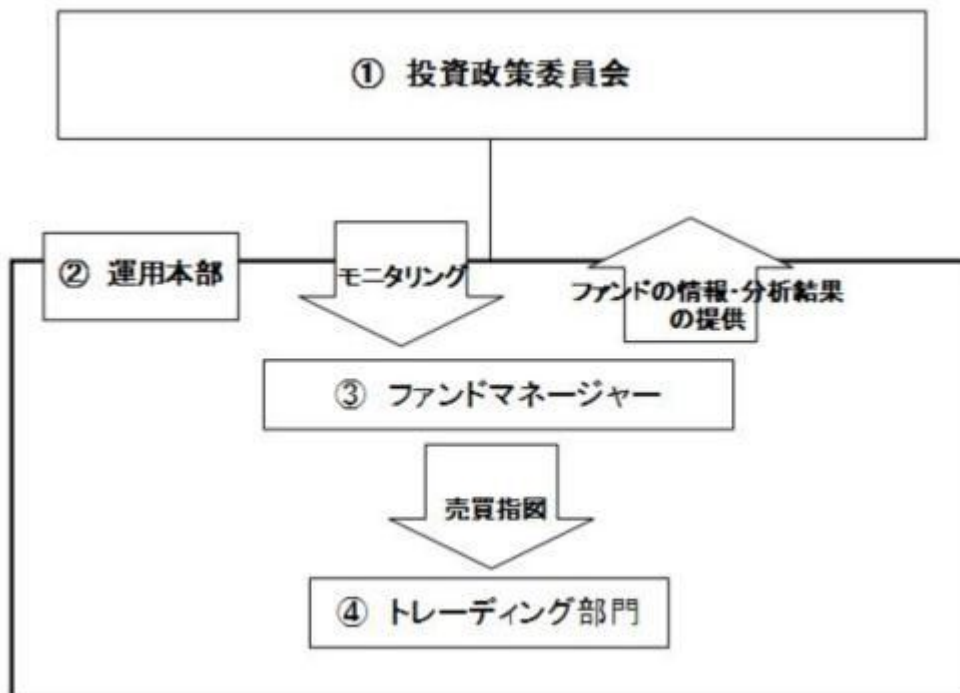
名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

#### 2【投資方針】

#### (3)【運用体制】

<更新後>

当ファンドの運用体制



#### 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

#### 運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

#### ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

#### トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

- \* 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、2名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係るガイドライン、債券の貸借取引等に係るガイドライン、資金の借入に係るガイドライン、コールローンの取り手選定に係るガイドライン、外国為替予約に係るガイドライン、有価証券先物取引等取扱ガイドライン、株式の貸付に係るガイドライン及び売買執行に関する基準（株式及び債券）、取引執行に関する基準（店頭デリバティブ取引）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

#### < 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等 >

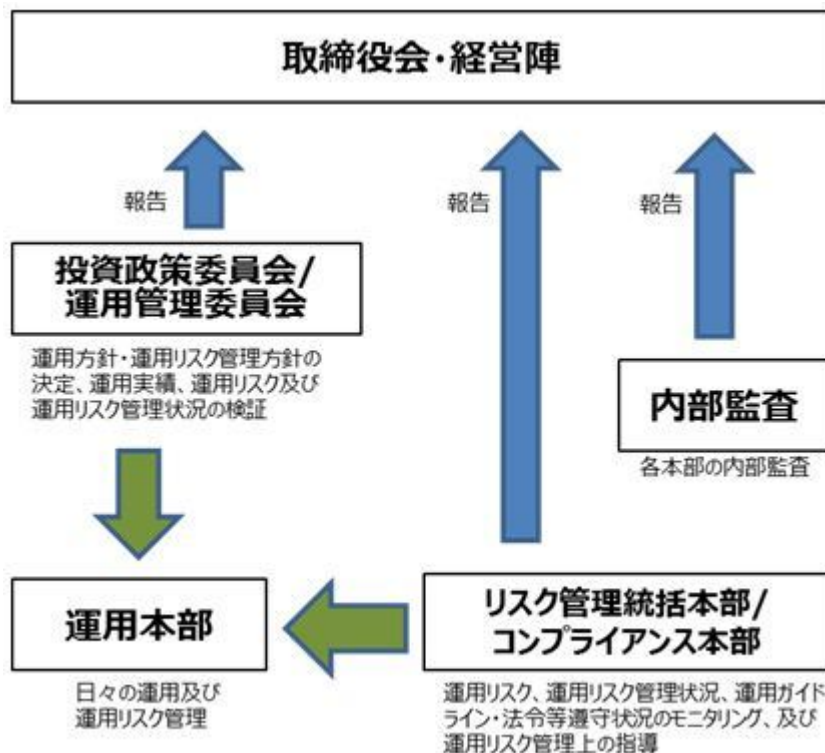
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記は平成27年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3【投資リスク】

#### < 更新後 >

#### (2) リスク管理体制



上記は平成27年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### <流動性リスクの管理体制>

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

#### <更新後>

## （参考情報）

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



+分配金再投資基準価額は、前年度の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(1口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

+年間騰落率は、2010年11月から2015年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

なお、2014年4月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	156.0	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△35.4	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△12.4
平均値	33.2	16.2	20.6	9.6	2.3	10.0	7.6

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2010年11月から2015年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株・・・MSCI-KOKUSA1 インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、透明性を含み一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSA1 インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSA1 インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

#### 個人受益者の場合

##### 1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

##### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。

また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### <平成28年1月1日以降>

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

##### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

##### 3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されません。

##### 4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成27年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は2015年10月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	26,123,169,400	62.92
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		15,392,478,251	37.08
合計(純資産総額)		41,515,647,651	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	89,398,470,000	215.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第557回国庫短期証券	7,200,000,000	100.00	7,200,000,000	100.00	7,200,014,400		2015/12/14	17.34
日本	国債証券	第97回利付国債(5年)	6,000,000,000	100.33	6,020,396,000	100.25	6,015,240,000	0.400	2016/6/20	14.49
日本	国債証券	第335回利付国債(2年)	4,800,000,000	100.02	4,801,392,000	100.01	4,800,528,000	0.100	2015/12/15	11.56
日本	国債証券	第338回利付国債(2年)	4,200,000,000	100.07	4,203,318,000	100.03	4,201,554,000	0.100	2016/3/15	10.12
日本	国債証券	第94回利付国債(5年)	2,000,000,000	100.19	2,003,860,000	100.07	2,001,520,000	0.600	2015/12/20	4.82
日本	国債証券	第95回利付国債(5年)	1,900,000,000	100.55	1,910,583,000	100.22	1,904,313,000	0.600	2016/3/20	4.59

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	62.92
合計	62.92



## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	4,683	日本円	82,554,487,292	89,398,470,000	215.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末 (2014年 4月 3日)	25,602	25,602	10,493	10,493	10,500
第2計算期間末 (2015年 4月 3日)	20,086	20,086	17,168	17,168	17,100
2014年10月末日	24,915		12,396		12,290
11月末日	16,195		13,842		13,840
12月末日	21,777		13,783		13,800
2015年 1月末日	25,323		14,069		14,080
2月末日	12,260		15,923		15,890
3月末日	25,552		16,701		16,800
4月末日	13,058		17,183		17,230
5月末日	13,523		19,047		19,080
6月末日	18,744		18,377		18,370
7月末日	25,923		18,922		18,910
8月末日	41,278		15,695		15,730
9月末日	45,000		13,353		13,300
10月末日	41,515		16,029		16,050

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 5月 8日～2014年 4月 3日	0.0000
第2期	2014年 4月 4日～2015年 4月 3日	0.0000
当中間期	2015年 4月 4日～2015年10月 3日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2013年 5月 8日～2014年 4月 3日	4.93
第2期	2014年 4月 4日～2015年 4月 3日	63.61
当中間期	2015年 4月 4日～2015年10月 3日	19.73

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2013年 5月 8日～2014年 4月 3日	5,100,000	2,660,000
第2期	2014年 4月 4日～2015年 4月 3日	7,040,000	8,310,000
当中間期	2015年 4月 4日～2015年10月 3日	5,410,000	3,230,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

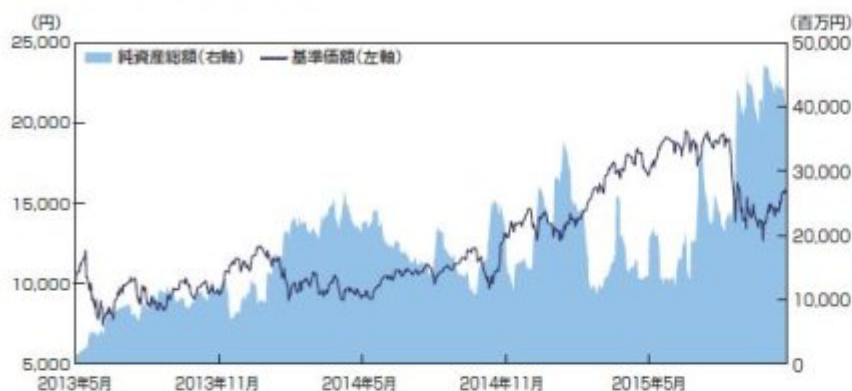
参考情報

< 更新後 >

## 運用実績

(2015年10月30日現在)

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt;



基準価額	16,029円
純資産総額	415.16億円

## &lt;分配の推移&gt;

決算期	分配金
2014年4月	0円
2015年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

## &lt;主要な資産の状況&gt;

## ■資産の配分

組入資産	比率
公社債	62.9%
現金その他	37.1%

## ■株価指数先物取引の状況

取引内容		比率	
日経平均先物	2015年12月限	買建	215.3%

## &lt;年間収益率の推移&gt; (暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。

・2006年から2012年末までは、対象インデックス(日経平均レバレッジ・インデックス)の年間騰落率です。あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

・2013年は設定日(5月8日)から年末までの騰落率、2015年は年初来10月末までの騰落率を表示しています。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成27年 4月 4日から平成27年10月 3日まで）の中間財務諸表について、PWCあらた監査法人による中間監査を受けておりません。

【中間財務諸表】

【日経平均ブル2倍上場投信】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 (平成27年 4月 3日現在)	当中間計算期間末 (平成27年10月 3日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	6,515,731,454	17,156,601,871
国債証券	12,113,827,400	26,127,437,600
派生商品評価勘定	690,004,148	1,578,755,740
未収入金	115,117,056	82,338,000
未収利息	236,270	5,742,441
前払費用	429,037	6,774,786
差入委託証拠金	785,170,000	3,597,790,000
流動資産合計	20,220,515,365	48,555,440,438
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	35,275,904	348,217,964
未払解約金	-	1,933,820,000
未払受託者報酬	5,420,563	6,341,184
未払委託者報酬	75,887,807	88,776,577
その他未払費用	17,093,792	11,131,057
流動負債合計	133,678,066	2,388,286,782
負債合計	133,678,066	2,388,286,782
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,700,000,000	33,500,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,386,837,299	12,667,153,656
（分配準備積立金）	271,071,644	271,071,644
元本等合計	20,086,837,299	46,167,153,656
純資産合計	20,086,837,299	46,167,153,656
負債純資産合計	20,220,515,365	48,555,440,438

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	前中間計算期間 (自 平成26年 4月 4日 至 平成26年10月 3日)	当中間計算期間 (自 平成27年 4月 4日 至 平成27年10月 3日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,711,271	34,843,831
有価証券売買等損益	1,439,100	31,881,300
派生商品取引等損益	2,540,245,576	4,632,137,356
営業収益合計	2,543,395,947	4,629,174,825
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,962,246	6,341,184
委託者報酬	69,471,373	88,776,577
その他費用	12,154,007	11,131,057
営業費用合計	86,587,626	106,248,818
営業利益又は営業損失（ ）	2,456,808,321	4,735,423,643
経常利益又は経常損失（ ）	2,456,808,321	4,735,423,643
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,456,808,321	4,735,423,643
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,202,055,209	8,386,837,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	207,820,000	34,438,550,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	207,820,000	34,438,550,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,094,630,000	25,422,810,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,094,630,000	25,422,810,000
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,772,053,530	12,667,153,656

### （ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	---

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
-------------------------	---------------------------------------

## （中間貸借対照表に関する注記）

区分	第2期 (平成27年 4月 3日現在)	当中間計算期間末 (平成27年10月 3日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 24,400,000,000円 期中追加設定元本額 70,400,000,000円 期中解約元本額 83,100,000,000円	期首元本額 11,700,000,000円 期中追加設定元本額 54,100,000,000円 期中解約元本額 32,300,000,000円
2. 受益権の総数	1,170,000口	3,350,000口

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前中間計算期間 (自 平成26年 4月 4日 至 平成26年10月 3日)	当中間計算期間 (自 平成27年 4月 4日 至 平成27年10月 3日)
その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であります。	同左

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (平成27年 4月 3日現在)	当中間計算期間末 (平成27年10月 3日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第2期（平成27年4月 3日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	36,727,391,756	-	37,382,120,000	654,728,244
合計		36,727,391,756	-	37,382,120,000	654,728,244

当中間計算期間末（平成27年10月 3日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	86,695,382,224	-	87,925,920,000	1,230,537,776
合計		86,695,382,224	-	87,925,920,000	1,230,537,776

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

第2期 (平成27年 4月 3日現在)	当中間計算期間末 (平成27年10月 3日現在)
1口当たりの純資産額 17,168円	1口当たりの純資産額 13,781円

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年10月30日現在です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	41,545,370,224円
負債総額	29,722,573円
純資産総額 ( - )	41,515,647,651円
発行済口数	2,590,000口
1口当たり純資産額 ( / )	16,029円



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等（平成27年10月末現在）

資本金	370百万円
発行する株式の総数	12,000株
発行済株式の総数	7,400株

直近5カ年における主な資本金の額の増減  
該当事項はございません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は平成27年10月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	41	368,254
単位型株式投資信託	21	78,286
単位型公社債投資信託	1	308

合計	63	446,848
----	----	---------

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;更新後&gt;

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

&lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成27年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

&lt;更新後&gt;

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J P モルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	31,703百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	62,100百万円	

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年10月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経平均ブル2倍上場投信の平成27年4月4日から平成27年10月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日経平均ブル2倍上場投信の平成27年10月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年4月4日から平成27年10月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎 司 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。